

生駒市規則第13号

生駒市排水設備指定工事店等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

生駒市長 山下 真

生駒市排水設備指定工事店等に関する規則の一部を改正する規則

生駒市排水設備指定工事店等に関する規則（昭和59年4月生駒市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を第10号とし、第6号の次に次の3号を加える。

(7) 生駒市暴力団排除条例（平成23年12月生駒市条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと。

(8) 生駒市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

(9) 暴力団員等を雇用していないこと。

第10条第2号中「第2条第1号から第6号まで」を「第2条第1号から第9号まで」に改める。

第13条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 暴力団員等

第13条第2項中「前項第1号又は第2号」を「前項第1号から第3号までのいずれか」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。